

認定特定創業支援等事業の対象確認シート

特定創業支援等事業の証明書発行を希望する方は、必ず事前にご確認ください。

記入日 年 月 日

当てはまる□に✓を入れ、必要事項をご記入ください。

1. 美郷町内で6か月以内に開業を考えていますか? ----- □はい
事業の開始時期 (西暦) 年 月
2. 現在、事業を営んでいますか? ----- □いいえ
3. 他の法人で代表権のある役員を務めている方ですか? ----- □いいえ

上記すべてに☑が入った方は、特定創業支援等事業の対象者です。5. 申請要件へお進みください。
事業を営んでいる方、他の法人で代表権のある役員を務めている方は、4.事業を開始した日を記入し、事務局の確認を受けてください。

4. 事業を開始した日(下記①または②で確認できる日)から5年未満(※)ですか? □はい

①個人事業から始めた方は、開業届の日: 年 月 日

②法人を設立し事業を始めた方は、履歴事項全部証明書に記載の設立日: 年 月 日

※個人事業を法人化した場合は、個人事業を開始した日①から数えて5年未満。

税務署受付印のある開業届(写)、または履歴事項全部証明書(写)をご準備ください。

5. 申請要件

- ・1ヶ月以上かけて、4回以上、対象事業を受講する。
- ・「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の経営知識をすべて習得する。
- ・必要書類(申請書、同意書、受講終了証コピー等)を記入して提出する。

□承知しました。

6. その他

- ・申請要件の充足には1ヶ月以上かかります。また、申請から発行までに、約3週間かかります。
- ・申請時に本人確認書類(運転免許証・パスポート・保険証等)を持参し、窓口で確認を受けてください。
- ・証明書の有効期限は2025年3月31日または創業後5年を経過しない日のいずれか早い日までです。
- ・美郷町外で開業する方は、創業関連保証の特例以外の優遇措置が適用されません。
- ・本事業を活用された方は、後日、創業実現等に関する追跡調査にご協力いただきます。

□承知しました。

(氏名)

(住所)

(屋号・商号)

(本店所在地)

【証明書の使用目的】

※本紙をお手元に保管し、申請時にご提出ください。

□会社設立時の登録免許税の軽減

□融資の申込み

□補助金の申請

□その他

※以下は記入しないでください。

本人 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> パスポート	取扱者	確認者	承認者	発送日
	<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 障害者手帳	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 年金手帳	<input type="checkbox"/> 通帳・カード				
	<input type="checkbox"/> 社員証	<input type="checkbox"/>					

【認定特定創業支援等事業の対象の方は】

国の認定を受けた美郷町の「創業支援等事業計画」にもとづき、特定創業支援等事業を受け、町が証明書
を交付した創業者は、次の優遇措置を受けることができます。

1. 会社設立時の登録免許税が半額に

株式会社：最低税額 15 万円の場合…7.5 万円（資本金の 0.7%→0.35%）

合同会社：最低税額 6 万円の場合…3 万円（資本金の 0.7%→0.35%）

合名会社または合資会社の場合：1 件につき 6 万円→3 万円

2. 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始の 6 か月前から利用可能です。

3. 日本政策金融公庫の融資制度にかかる要件緩和など

新創業融資制度において自己資金要件を満たしたものとして取り扱われます。

新規開業資金を利用する場合、特別利率の対象になります。

【証明書の申請・利用についての諸注意】

(1) 開業場所が美郷町内かどうかで、優遇措置の受けられる範囲が異なります。

優遇措置の内容	手続場所	町内で開業	町外で開業
1.登録免許税の軽減措置	法務局	○	×
2.創業関連保証の特例	銀行・保証協会	○	○
3 融資制度にかかる要件緩和など	日本政策金融公庫	○	×

(2) 登録免許税の軽減を受けるには

- ・申請書の記載事項 2. 3. は、登記する法人情報と同じでなければ、法務局で登録免許税の軽減措置が受けられません。そのため、法人登記を予定しておられる方は、法人設立の概要が決まってから証明書の申請手続きをされるようお勧めします。

(3) 証明書の申請・交付の注意点

- ・特定創業支援等事業を受講し、4 回以上かつ 1 カ月以上の継続的な支援で創業に必要な 4 つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）を習得し、申請書類をご提出ください。
- ・助言を受けた事業内容と異なる事業内容で、証明書を申請することはできません。
- ・助言を受けた方と、異なる方が、証明書を申請することはできません。共同代表の場合も、助言を受けた代表者が申請する必要があります。
- ・申請には、申請書、同意書、受講確認書、と本紙を提出し、本人確認書類等をご提示ください。

(4) 証明書の再交付手続き

- ・記載事項変更等により再交付を受けようとする場合には、お手持ちの証明書（原本）を添えた再交付申請書により申請していただきます。再交付の場合も、概ね 3 週間かかります。
- ・申請書の記載事項 2. 3 に、個人事業の屋号・住所等を記載して証明書の交付を受けた方は、法人登記のために記載事項 2. 3 を法人用に書き換えることができませんので、ご注意ください。
- ・事業内容の変更等については、再交付申請ができませんのでご注意ください。

※本用紙は、特定創業支援等事業受講中はお手元に保管し、申請時にご提出ください。